

令和 2 年 5 月 4 日現在

機関番号：32641

研究種目：基盤研究(A)（一般）

研究期間：2015～2019

課題番号：15H01913

研究課題名（和文）法の本質論を踏まえた非営利団体の地位と役割及び団体訴訟に関する比較法的総合研究

研究課題名（英文）Comprehensive Comparative Study on the Status and Role of Nonprofit Organizations and Collective Litigation Based on the Legal Theory of Organizations

研究代表者

巨理 格（WATARI, TADASU）

中央大学・法学部・教授

研究者番号：30125695

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 25,900,000円

研究成果の概要（和文）：参加、情報アクセス及び団体訴訟という諸局面での非営利団体の法的地位を、利益の類型化に応じて統一的に把握することができた。

特に団体訴訟については、消費者団体訴訟を参照する一方、仏独英米の団体訴訟間の比較検証を行うことにより、わが国では、事前承認に基づく環境団体訴訟の導入が現実的ではあるが、純粹公益型と共同利益型の差に応じた多様化を図るべきだとする結論が得られた。

他方、行政と非営利団体間の法的関係を解明するには、行政契約や行政計画等による法秩序形成を重視すべきであり、かかる非典型的な行政作用において非営利団体がいかなる役割や機能を果たすかを解明すべきである、との見通しが得られた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果は、環境団体訴訟法制化の必要性を根拠づけるとともに、法制化の際の留意点として、事前承認の要否、保護利益の性質的差に応じた多様な制度設計、事前参加と訴訟との切離し等、団体訴訟の具体的制度設計に示唆を与えることが期待できる。特に、団体訴訟を個別利益集合型、純粹公益型、共同利益型という3つに分ける類型化は、従来の団体訴訟論に欠けていた視点を提供し、学術的にも社会的にも重要な意味を有する。

さらに行政の相手方に個人ではなく団体を想定することにより、命令強制等の法規執行行為ではなく契約や計画による法秩序の形成・執行という、従来軽視されてきた視点に対する学術的関心を高めることが期待できる。

研究成果の概要（英文）：The legal status of non-profit organizations in various aspects of participation, information access and collective litigation was ascertained in a unified manner according to the types of interests.

In particular, regarding group actions, reference was made to consumer group actions, while comparisons were made between French, German, English and US group actions. As a result, it was concluded that, although it is realistic in Japan to introduce an environmental group lawsuit based on prior approval, it should diversify according to the difference between the general public interest type and the common interest type.

On the other hand, in order to elucidate the legal relationship between the administrative and non-profit organizations, emphasis should be placed on legal order formation through administrative contracts and administrative plans. The assumption is clear that it should work.

研究分野：行政法学などの公法学

キーワード：非営利団体 環境団体訴訟 純粹公益型団体訴訟 共同利益型団体訴訟 権利概念 環境保護団体 参加手続

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

本研究は、現代行政における公私機能分担の変容及び第三の利益類型としての「共同利益」概念の必要性という背景の下に構想された。

まず、現代行政における公私機能分担の変容について、本研究は特に以下の点に着目している。第1に、行政権限の行使によって重大な影響を受ける者の範囲は、処分の直接の名宛人に限られず、地域住民や一般消費者等の第三者にも広く及ぶこととなっており、かかる第三者の地位を理論的にどのように捉え且つ保護すべきかが課題となる。第2に、行政の計画・政策の決定過程及び実施過程について、地域住民や利害関係人及び非営利団体等の参加がより広く認められ、且つ認められるべきと考えられるようになっており、こうした第三者たる法主体は、多くの場合、一般公益と私的権利利益のいずれでもない第三の利益類型としての集団的利益ないし共同利益の担い手として、決定過程及び実施過程に参加するため、行政の計画・政策の決定過程及び実施過程は、多くの場合、一般公益、私的権利利益及び共同利益という三極間の利害調整過程として機能することとなる。ところが、従来の行政法学は、公的事務を専属的に担当する行政主体が、公益実現のために私人の権利・自由領域に介入するという基本構図を想定してきたため、以上のような公私機能分担の変容を適切に受け止めかかる変容状況に適切に対応した解決策を示し得なくなっている。

次に、第三の利益類型としての「共同利益」概念について、研究代表者(亘理)は、環境保護分野における良好な景観、緑、歴史的遺産の利用を享受する利益や、公共交通や道路・公園等の公共施設の利用や社会保障や福祉等の公的サービス利用に係る利益等を、複数の者が共通に自己の利益として享受する利益という意味で、典型的な「共同利益」と捉えてきた。そして、かかる「共同利益」たる本質もまた、上述したような従来の行政法学によっては適切に把握し得ず、妥当な解決策を導き得ない性質のものである。

以上のような問題状況を背景に、本研究は、「共同利益」の制度化を図るための理論的基礎づけをめざして構想された。本研究が主題とする非営利団体は、「共同利益」の主要な担い手として重要な役割を果たすことが期待され、したがって、非営利団体の法的地位を解明し、また団体訴訟を含む具体的な制度設計を示すことを通して、「共同利益」の制度化が実現することが期待できる。

### 2. 研究の目的

本研究は、現代行政における公私機能分担の変容という状況を、特に環境保護団体や消費者団体等の非営利団体の法的な地位と役割に焦点を絞って明らかにし、また同時に、非営利団体を通して「共同利益」の制度化のあり方を探求しようとするものである。かかる本研究の目的をさらに敷衍すると、以下の通りである。

本研究は、非営利団体の法的地位と団体訴訟を対象とするものであり、特に、政策や計画等の公共的意思決定過程における非営利団体の参加その他の法的地位と役割並びに団体訴訟の可能性とその具体的な制度のあり方を、団体に係る基礎理論的考察と制度設計論を架橋する形で明らかにしようとするものである。本研究は、以上のような課題を、a) 団体特に非営利団体の法的性質論との関係、b) 一般公益と私的権利利益の対置に共同利益を加えた利益類型論との関係、c) 社会実態を踏まえた参加制度や団体訴訟の実益論との関係、及び d) フランス・ドイツ・イギリス・アメリカという各国法における非営利団体法との比較対照という、4つの視点から検討することにより、わが国の非営利団体法制度及び団体訴訟制度が今後進むべき方向について、示唆を得ようとするものである。

他方「共同利益」概念との関係について、本研究は、社会学的意味での「共同利益」の想定を通して、一方では、一般公益かそれとも私的権利利益かという二項対立構図を脱却し、私的権利利益のみならず「共同利益」にも状況次第では個別的保護利益性を認め得る場合があることを示すことを目的としている。また、本研究は、「共同利益」の制度化にとって枢要な意味を有する施策として、判例による承認であれ法制化による創設であれ団体訴訟の必要性を明らかにするとともに、その具体的な制度のあり方の解明をも目的としている。

### 3. 研究の方法

非営利団体の法的性質論と団体訴訟等の具体的な制度設計のあり方を探求するため、本研究は、何よりもまず、フランス、ドイツ、イギリス、アメリカという諸外国法における非営利団体の法的地位と団体訴訟のあり方とわが国における問題状況との比較法的研究を採用した。また、これら諸外国法のあり方を個々バラバラに捉えるのではなく、共通の視点から可能な限り横断的に比較対照するという方法を採用した点が、本研究の第1の特徴である。以上のような手法を基本とする一方、本研究の遂行過程では、以下の点にも留意した研究方法を採用した。

すなわち、本研究の第2の方法的特徴として、本研究では、非営利団体の法的性質に関する検討と非営利団体の参加などの法的地位及び団体訴訟等の制度設計のあり方の検討とを架橋しようとした。

第3に、本研究において非営利団体の法的特質を検討する際には、個々の非営利団体が保護しようとする利益の法的性質、及び個々の参加制度や個々の団体訴訟において保護しようとする利益の性質上の差違に着目した。

第4に、本研究の遂行過程において特に外国の研究者への聴取り調査を行う際には、可能な限り日本法の状況に関する事前報告書を用意し、先方の研究者にそれに基づく口頭での報告を行った上で、個々の質問事項に関する応答並びにその後の意見交換を行うという方法を採用した。

#### 4. 研究成果

本研究の最重要な成果は、後述のように、わが国の環境法において導入すべきと思われる団体訴訟制度のあり方を、判例による法解釈を通じてかそれとも法制化を通じてかという導入方法に関する問題から、具体的な制度設計の問題に至るまで、団体訴訟によって保護・擁護すべき利益の性質の差違に着目した一貫した視点から解明した点にある。他方、そのような結論に至るまでの過程では、フランス、ドイツ、イギリス及びアメリカという諸外国における非営利団体の法的地位及び団体訴訟のあり方を、特に環境保護分野を対象に比較検証するという研究作業に主力が注がれた。上述の研究成果は、そのような横断的な比較法研究からの到達点として得られたものであるため、以下では、かかる比較法研究それ自体に関わる研究成果から述べる。

本研究成果の第1は、フランス、ドイツ、イギリス及びアメリカという4カ国における非営利団体の法的地位及び団体訴訟のあり方を、共通の視点から横断的に検討した結果、少なくともフランスとドイツについては、現行法上の環境団体訴訟の具体的な制度のあり方とそこに至るまでの歴史的経緯、並びにその背景となる実体法上及び訴訟法上の前提条件を相当程度明確に把握し、以下のように定式化するに至ったことである。すなわち、ドイツの環境団体訴訟は、一般訴訟法上の権利侵害要件その他の訴訟要件が、個人への排他的帰属性に基づく権利概念の狭隘性に起因して法解釈に基づく判例法の発展の延長線上に団体訴訟の提起可能性を認めるというルートを辿り得なかったこと、それ故、立法措置により事前承認を必須の要件とする一元的で且つ厳格な手続的諸制約を含む環境団体訴訟の導入に至ったことが、明らかになった。これに対し、フランスでは、特に行政訴訟について20世紀冒頭以降、各非営利団体が設立目的に掲げる利益を損なう可能性のある行政決定に対して、当該非営利団体による行政訴訟提起の可能性を広く認める判例理論が形成・確立した。そして、かかる一般行政訴訟法上の確立した考え方をベースに、1970年代から21世紀初頭にかけて、客観訴訟的性格の強い純粋公益的な訴訟に限って、事前承認要件の制約を受ける刑事私訴（*action civile*）等の新たな団体訴訟制度が、既存の団体訴訟に上乘せする形で創設されるという点で、上述のドイツ法における団体訴訟制度とは本質的差違が存在することが明らかになった。

他方イギリスとアメリカについては、未だ端緒的な知見を得るに止まっているため、今後さらに視野を広げた研究を通して解明すべき課題を多く残している。

以上のように、英米法における非営利団体の法的地位と団体訴訟については現時点では制約された成果に止まるが、ドイツ法とフランス法については相当程度解明が進んだことを踏まえて、以下では、本研究のその他の成果について述べる。

本研究成果の第2は、保護実現しようとする利益の性質上の差違に着目することにより、団体訴訟を a) 個別利益集合型団体訴訟、b) 純粋公益型団体訴訟及び c) 共同利益型団体訴訟という3つの類型に区別するという視点を提起するに至ったことである。

さらに第3の研究成果として、本研究は、行政決定過程への非営利団体の事前参加手続と事後における団体訴訟提起の可能性との関係について、従来の諸学説の議論から知見を得つつ、当該2つの手続を厳格に関連づけることにより団体訴訟提起の可能性及び当該訴訟における違法性主張事由の範囲を過剰に狭めるべきではない、という結論に到達したことである。

第4の研究成果として、以上のような考え方を踏まえて、わが国において環境団体訴訟の提起を可能とするには、事前承認を要件とした団体訴訟制度の法制化が現実的な方策であるとの結論を提示する一方、当該法制化に係る環境団体訴訟の具体的な制度設計のあり方に関しては、a) 個別利益集合型、b) 純粋公益型及び c) 共同利益型という利益の性質上の差違に基づく多元的な内容の団体訴訟制度を採用すべきである、との結論に至ったことが重要である。なかでも b) 型と c) 型の区別が特に重要であり、後者すなわち共同利益型団体訴訟に関しては、訴訟提起可能な非営利団体の成立要件等を過度に限定すべきではなく、入会等の要件が恣意的でなく且つ成員の意思を適切に代表している等要件を満たしていれば、広く提起可能性を認めるべきであり、また事前手続への参加との関係で形式的排除効並びに実体的排除効等の限定をなすべきではない、という指摘をなし得たことは、団体訴訟をめぐるわが国の従来の論調に対して新たな視点からの問題提起をなし得たという意味で、極めて重要である。

第5の成果として、一般訴訟法上の「権利」概念の狭隘性に起因して訴訟提起可能性を狭く限定してきたドイツ法及び日本法の伝統に比して、フランス、イギリス、アメリカでは、それぞれ固有の歴史的・理念的ルーツ故に、団体訴訟を含む多様な訴訟手続による裁判的統制の可能性を広く確保してきたことが明らかになった。ここで各国の固有性とは、フランス法であれば、「適法性原理」(*principe de la légalité*)に抵触する事案であれば広く行政訴訟による審査の網に掛けていこうという考え方であり、イギリス法であれば、「法の支配」(*Rule of Law*)に関わる重要問題であるとの感触があれば果敢に司法審査を及ぼして行こうとする考え方であり、アメリカ法であれば、普通法 (*Common Law*) と衡平法 (*Equity*) の接近ないし当該区別の相対化を背景に、救済法 (*Remedy*) の政策的・実効的な運用可能性を拓けて行こうとする考え方である。以上のように複数国法を横断する比較法的な見地を獲得することができたことも、本研究の重要な成果の一つである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計62件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 巨理格	4. 巻 91巻4号
2. 論文標題 辺野古埋立て県民投票の法的効果	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 1-3
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 巨理格	4. 巻 91巻11号
2. 論文標題 「公共性」の意味をどのように解すべきか - 特集の趣旨説明を兼ねて	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 7-12
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 巨理格	4. 巻 22号
2. 論文標題 環境公益訴訟 - 環境団体訴訟の法制化を中心に	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 環境法政策学会誌	6. 最初と最後の頁 57-79
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深澤龍一郎	4. 巻 469号
2. 論文標題 最高裁判所裁判官国民審査法36条の審査無効訴訟における審理の範囲	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 136-136
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岸本太樹	4. 巻 104号
2. 論文標題 公私協働促進法の制定：競争的対話の導入とドイツの苦悩	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 都市住宅学	6. 最初と最後の頁 170-176
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岸本太樹	4. 巻 91巻11号
2. 論文標題 環境団体訴訟の法制化	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 51-56
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高村学人	4. 巻 40号
2. 論文標題 所有者不明土地問題と入会権 - 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化法の実施に求められること	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 入会林野研究会	6. 最初と最後の頁 5-20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高村学人	4. 巻 91巻11号
2. 論文標題 共通財という新たな所有権論	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 13-18
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 北見宏介	4. 巻 25号
2. 論文標題 債権放棄議決の適法性	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 新判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 51-54
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小澤久仁男	4. 巻 1
2. 論文標題 ドイツ環境法における実体的排除効の終焉と新たな展開 - 2015年欧州裁判所判決を参考にして -	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 碓井光明・稲葉馨・石崎誠也 (編) 『行政手続・行政救済法の展開 (西莚章・中川義朗・海老澤俊郎先生 喜寿記念)』 (信山社)	6. 最初と最後の頁 539-561
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 巨理格	4. 巻 26-2
2. 論文標題 「管理型」都市計画法及び「枠組み法化」の意味と相互関係に関する覚書き	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 土地総合研究	6. 最初と最後の頁 3-11
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 巨理格	4. 巻 90-8
2. 論文標題 最高裁の行政法解釈学 - 解題と試論	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 4-9
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 巨理格	4. 巻 32
2. 論文標題 Plaidoyer en faveur de l'ouverture du contentieux aux associations de protection de l'environnement en droit japonais	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Les Cahiers du GRIDAUH	6. 最初と最後の頁 125-135
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 巨理格	4. 巻 29
2. 論文標題 辺野古埋立訴訟の全体像 - 国と沖縄県間の訴訟を中心に	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際人権	6. 最初と最後の頁 50-55
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大貴裕之	4. 巻 26-3
2. 論文標題 縮退の時代における都市計画制度に関する論点 - 覚え書き -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 土地総合研究	6. 最初と最後の頁 135-149
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大貴裕之	4. 巻 80
2. 論文標題 われわれは法治主義、法の支配、法治国の観念で何を語り、何を実現してきたか - わが国法治主義の歴史的考察の試み -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 公法研究	6. 最初と最後の頁 138-149
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大貫裕之	4. 巻 32
2. 論文標題 L'interet a agir dans le contentieux administratif au Japon	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Les Cahiers du GRIDAUH	6. 最初と最後の頁 55-66
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岸本太樹	4. 巻 104
2. 論文標題 公私協働促進法の制定 - 競争的対話の導入とドイツの苦悩	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 都市住宅学	6. 最初と最後の頁 170-176
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深澤龍一郎	4. 巻 90-7
2. 論文標題 裁量審査の密度と方法 - 裁量学説と最高裁の法解釈	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 36-41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高村学人	4. 巻 26-4
2. 論文標題 所有者不明土地問題を問い直す - アンチ・コモンズ論からの問題再定義	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 土地総合研究	6. 最初と最後の頁 72-90
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -



1. 著者名 高村学人	4. 巻 32
2. 論文標題 Le contentieux de l'environnement par le droit coutumier sur les biens communaux	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Les Cahiers du GRIDAUH	6. 最初と最後の頁 81-97
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 北見宏介	4. 巻 776
2. 論文標題 農業協同組合費出荷者助成金不交付損害賠償請求事件	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 地方財務	6. 最初と最後の頁 191-205
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 北見宏介	4. 巻 23
2. 論文標題 公園施設管理の期間更新不許可処分と取り消し・義務付け訴訟	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 新判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 61-64
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 巨理格	4. 巻 31-2
2. 論文標題 誘導的手法としての立地適正化計画 - その特徴と課題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 日本不動産学会誌	6. 最初と最後の頁 44-48
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 巨理格	4. 巻 93-9
2. 論文標題 在留特別許可の裁量性と「在留特別許可に係るガイドライン」の自己拘束性	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 133-144
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 巨理格	4. 巻 1
2. 論文標題 都市計画の法主体に関する覚書き	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 糊澤能生・佐藤岩夫・高橋寿一・高村学人編『現代都市法の課題と展望』（日本評論社）	6. 最初と最後の頁 73-94
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 巨理格	4. 巻 26-1
2. 論文標題 都市の縮退と「管理型」都市計画の構想試論	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 土地総合研究	6. 最初と最後の頁 139-146
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 TAKAMURA Gakuto	4. 巻 25-3
2. 論文標題 Urban New Commons in Japan: Privatization or Community-based Management?	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 政策科学	6. 最初と最後の頁 329-346
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高村学人	4. 巻 25-2
2. 論文標題 過少利用時代からの入会権論再読 - 実証分析に向けた覚書	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 土地総合研究	6. 最初と最後の頁 40-68
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高村学人	4. 巻 15
2. 論文標題 都市コモンズを支える制度(体)と法政策 - エリノア・オストロムの法学へのインパクト	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 コミュニティ政策	6. 最初と最後の頁 45-70
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大貫裕之	4. 巻 2018-3
2. 論文標題 原子炉等規制法の構造の理解に向けて - いくつかの論点を取り上げて	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 日本エネルギー法研究所ホームページ	6. 最初と最後の頁 1-26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 北見宏介	4. 巻 21
2. 論文標題 自衛隊機運航の差止訴訟	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 新判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 51-54
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小澤久仁男	4. 巻 1
2. 論文標題 史跡指定解除処分と第三者の原告適格	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 『行政判例百選 (第7版)』(有斐閣)	6. 最初と最後の頁 350-351
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 巨理格	4. 巻 2016年度号
2. 論文標題 埋立免許・承認における裁量権行使の方向性	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 紙野健二・本多滝夫編『辺野古訴訟と法治主義 - 行政法学からの検証』	6. 最初と最後の頁 137-163
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 巨理格	4. 巻 2016年度号
2. 論文標題 立地適正化計画の仕組みと特徴 - 都市計画的意味の解明という視点から -	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 吉田克己・角松生史編『都市空間のガバナンスと法』	6. 最初と最後の頁 105-126
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 巨理格	4. 巻 435号
2. 論文標題 退去強制の違法性 - 日本人との婚姻等の関係に依拠した判決例	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 57-63
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大貫裕之	4. 巻 2016年度号
2. 論文標題 小公共の実現に強制力を付与するための条件と強制力の程度	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 巨理格・生田長人編『都市計画法制の枠組み法化 - 制度と理論 - 』	6. 最初と最後の頁 133-156
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小澤久仁男	4. 巻 2016年度号
2. 論文標題 ドイツ環境法における原告適格の新展開 - オース条約9条3項からの影響 -	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 小田敬美ほか編『市民生活と現代法理論 (三谷忠之先生古稀記念) 』	6. 最初と最後の頁 1-23
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 巨理格	4. 巻 8号
2. 論文標題 フランス都市計画・国土整備法における「違法性の抗弁」論 - 「違法性の承継」論との関係で	5. 発行年 2015年
3. 雑誌名 行政法研究	6. 最初と最後の頁 1-96
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 巨理 格	4. 巻 2015年度号
2. 論文標題 枠組み法モデルとしてのフランス都市計画法	5. 発行年 2015年
3. 雑誌名 巨理格・生田長人・久保茂樹編『転換期を迎えた土地法制度』	6. 最初と最後の頁 160-180
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小澤久仁男	4. 巻 35巻1・2号
2. 論文標題 環境法上の団体訴訟による主観化の可能性 - ドイツ環境・権利救済法に基づく環境親和性審査の瑕疵を参考に -	5. 発行年 2015年
3. 雑誌名 香川法学	6. 最初と最後の頁 173-211
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岸本太樹	4. 巻 1479号
2. 論文標題 自衛隊基地騒音と公権力の行使 - 第4次厚木基地訴訟 (差止訴訟)	5. 発行年 2015年
3. 雑誌名 平成26年度重要判例解説 (ジュリスト臨時増刊)	6. 最初と最後の頁 40-41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本寛英	4. 巻 39号
2. 論文標題 都市計画法32条に基づく開発行為に対する不同意の取消及びこれに対する同意の義務付け請求控訴事件	5. 発行年 2015年
3. 雑誌名 愛媛大学法文学部論集総合政策学科編	6. 最初と最後の頁 65-82
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本寛英	4. 巻 42巻2号
2. 論文標題 地域の独自性の保全と全国一律規制 - 建築基準法とその運用実態からの考察 -	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 愛媛法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 29-47
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本寛英	4. 巻 40号
2. 論文標題 都市計画法32条に基づく開発行為に対する不同意の取消及びこれに対する同意の義務付け請求控訴事件 (補遺)	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 愛媛大学法文学部論集総合政策学科編	6. 最初と最後の頁 15-16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

[学会発表] 計25件 (うち招待講演 8件 / うち国際学会 8件)

1. 発表者名 高村学人
2. 発表標題 The Bundle of Rights Model to Explain the Underuse of Japanese Common Forest from History
3. 学会等名 The 4th annual meeting of Asian Law & Society Association, Osaka University, Dec. 13, 2019 (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 高村学人
2. 発表標題 New Social Dilemmas of Commons that are faced with Depopulation: Challenges and Institutional Change of Common Property Forest in Japan
3. 学会等名 The 17th Global Conference of International Association of the Study of the Commons, Pontificia Universidad Católica del Perú, Lima, July 1, 2019 (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 高村学人
2. 発表標題 法人論からみた人口減少地域の再編 - 近世化する現代日本
3. 学会等名 NPO学会シンポジウム、龍谷大学瀬田キャンパス、2019年6月1日 (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 北見宏介
2. 発表標題 消費者団体訴訟制度に対する財政面の支援に係る税法の課題
3. 学会等名 租税訴訟学会名古屋支部、愛知県産業労働センター、2019年11月29日（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 巨理格
2. 発表標題 環境公益訴訟
3. 学会等名 環境法政策学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 岸本太樹
2. 発表標題 環境法領域における団体訴訟を通じた集团的利益の保護
3. 学会等名 日仏共同セミナー - 環境訴訟における日仏国内法と国際法 - （国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 高村学人
2. 発表標題 Le regard sur les etudes de la conscience du droit aux Etats-Unis et ses receptions en France par rapport a la tradition de la sociologie du droit au Japon
3. 学会等名 Droit et Societe (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年



1. 発表者名 高村学人
2. 発表標題 The Theory of Anti-Commons to Explain the Underuse of Common Forest in Japan
3. 学会等名 Global Land Programme 2018 Asia Conference (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 WATARI Tadasu
2. 発表標題 Tentative d'ouverture du contentieux aux associations de protection de l'environnement au Japon
3. 学会等名 Journé e d'études franco-japonaise "L'interet a agir dans le contentieux de l'urbansme, de l 'aménagement et de l'environnement (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 大貫裕之
2. 発表標題 われわれは法治主義、法の支配、法治国の観念で何を語り、何を実現してきたか - わが国法治主義の歴史的考察の試み -
3. 学会等名 日本公法学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 OONUKI Hiroyuki
2. 発表標題 L'interet a agir dans le contentieux administratif au Japon
3. 学会等名 Journé e d'études franco-japonaise "L'interet a agir dans le contentieux de l'urbansme, de l 'aménagement et de l'environnement (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 高村学人
2. 発表標題 コモンズ・自主的秩序・法 - インフォーマルな都市空間は設計できるのか
3. 学会等名 続・Tokyo Metabolizing 展 (招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 高村学人
2. 発表標題 日本の都市コモンズの再文脈化 - Commoningからの示唆
3. 学会等名 日韓ワークショップ・持続可能な発展と東アジアのコモンズ
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 TAKAMURA Gakuto
2. 発表標題 L'accès au juge au Japon en matière d'environnement. Dimension sociologique
3. 学会等名 Journée d'études franco-japonaise "L'intérêt à agir dans le contentieux de l'urbanisme, de l'aménagement et de l'environnement"
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 巨理格
2. 発表標題 Les droits des associations de la protection de l'environnement et le contentieux associatif au Japon
3. 学会等名 日仏ワークショップ「日仏の団体訴訟の視点からみた環境と消費者保護」
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 大貴裕之
2. 発表標題 Les droits des associations de consommateurs et le contentieux associatif
3. 学会等名 日仏ワークショップ「日仏の団体訴訟の視点からみた環境と消費者保護」
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 小澤久仁男
2. 発表標題 環境法における原告適格の新展開
3. 学会等名 中四国法政学会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 北見宏介
2. 発表標題 アミカスキュリエとしての合衆国政府
3. 学会等名 イギリス行政法研究会（招待講演）
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計17件

1. 著者名 巨理格	4. 発行年 2018年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 468
3. 書名 行政行為と司法的統制 - 日仏比較法の視点から	

1. 著者名 Jean-Francois Struillou et Tadasu Watari (Coordonne)	4. 発行年 2018年
2. 出版社 La documentation francaise	5. 総ページ数 163
3. 書名 L'interet a agir dans le contentieux de l'urbanisme, de l'amenagement et de l'environnement	

1. 著者名 岸本太樹	4. 発行年 2018年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 478
3. 書名 行政契約の機能と限界	

1. 著者名 深澤龍一郎	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 624(478-485)
3. 書名 室井力ほか編『コンメンタール行政法 行政手続法・行政不服審査法(第3版)』	

1. 著者名 亘理格・生田長人(編)	4. 発行年 2016年
2. 出版社 一般財団法人・土地総合研究所	5. 総ページ数 264
3. 書名 都市計画法制の枠組み法化 - 制度と理論 -	

1. 著者名 亙理格・生田長人・久保茂樹編	4. 発行年 2015年
2. 出版社 一般財団法人・土地総合研究所	5. 総ページ数 189
3. 書名 転換期を迎えた土地法制度	

1. 著者名 大貫裕之（共著）	4. 発行年 2016年
2. 出版社 Societe de legislation comparee	5. 総ページ数 294
3. 書名 La sphere privree	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	大貫 裕之 (ONUKI HIROYUKI)  (10169021)	中央大学・法務研究科・教授  (32641)	
研究分担者	深澤 龍一郎 (FUKAZAWA RYUICHIROU)  (50362546)	名古屋大学・法学研究科・教授  (13901)	研究分担者の期間は平成29年度～令和元年度。
研究分担者	高村 学人 (TAMURA GAKUTO)  (80302785)	立命館大学・政策科学部・教授  (34315)	研究分担者の期間は平成29年度～令和元年度。

## 6. 研究組織（つづき）

	氏名 (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	岸本 太樹 (KISHIMOTO TAIKI) (90326455)	北海道大学・法学研究科・教授  (10101)	
研究分担者	北見 宏介 (KITAMI KOUSUKE) (10455595)	名城大学・法学部・准教授  (33919)	
研究分担者	小澤 久仁男 (OZAWA KUNIO) (30584312)	日本大学・法学部・教授  (32665)	
研究分担者	田中 啓之 (TANAKA HIROYUKI) (60580397)	北海道大学・法学研究科・准教授  (10101)	研究分担者の期間は平成27年度～平成29年度。
研究分担者	山本 寛英 (YAMAMOTO HIROTSUNE) (90548166)	愛媛大学・法文学部・准教授  (16301)	研究分担者の期間は平成27年度。